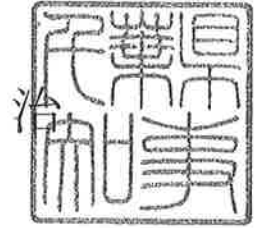


令和 2年 2月 4日

木村建設工業（株）

木村 本治 様

千葉県知事 鈴木 栄



特定 建設業の許可について（通知）

令和 元年 1 2月 2 3日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	千葉県知事 許可（特 - 1）第 11533 号
許可の有効期間	令和 2年 2月 21日 から 令和 7年 2月 20日まで
建設業の種類	

土木工事業  
大工工事業  
屋根工事業  
舗装工事業  
解体工事業

建築工事業  
とび・土工事業  
鉄筋工事業  
内装仕上工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 1月 21日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)